

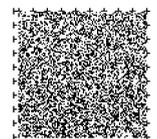
第2章 施策に向けての検討

(1) 検討の視点

社会保障審議会障害者部会第134回(令和5年1月23日)において、次期計画(第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画)の指針策定の見直しのポイントが12項目挙げられています。次期計画策定に向けて、これらの12項目にそって実態調査結果に基づき大田区の課題を整理します。

図表 2-1 大田区の課題を整理する12の項目

項目
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③福祉施設から一般就労への移行等
④地域における相談支援体制の充実強化
⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑥障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑦発達障害者等支援の一層の充実
⑧障害福祉サービスの質の確保
⑨よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
⑩障害福祉人材の確保・定着
⑪障害者等に対する虐待の防止
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進



(2) 項目別の大田区の課題

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

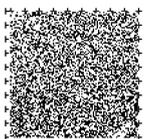
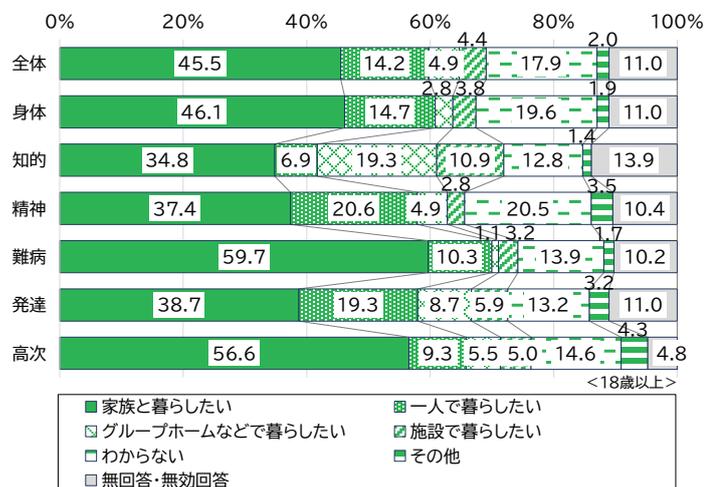
実態調査から見える大田区の課題

- 障がいの重さや年齢等の状況を踏まえながら、当事者が希望する将来の暮らし方に寄り添った支援が求められています。
- 地域生活への移行にあたっては、困ったときに相談できることや生活費に関する事など、日常生活をきめ細かに支える体制づくりが求められています。
- 親が亡くなった後も住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりが求められています。

【課題の背景】

- 18歳以上の当事者が希望する将来(5～10年後)の暮らし方として、[知的]においては「グループホームなどで暮らしたい」が、[精神]や[発達]においては「一人で暮らしたい」が比較的多くなっており、障がい種別によって希望する暮らし方に相違が見られます。そのため、障がい種別に応じて、さらには個々の当事者の希望に寄り添って、将来希望する暮らしを実現できるよう支援することが重要です。また、現在施設入所支援を利用している18歳以上の方では、「施設で暮らしたい」の回答が35.6%と最も多く、次いで「家族と暮らしたい」の回答が26.8%と多くなっています。【報告書 p151 参照】
- 希望する暮らし方や進路・生活設計を実現する上での不安として、18歳以上の方全体では「生活費を負担できるかどうか」の回答が23.7%と最も多く、次いで「困ったときに相談できる相手がいるかどうか」の回答が20.8%となっています。また、一人で暮らす場合や施設や病院から出るときに不安に思う(思った)こととして、18歳以上の方全体では「困ったときの相談場所」が20.3%、「日常生活を支援するサービス」が17.2%などとなっています。このことから、相談しやすい体制づくりや、生活費に関するこのような日常生活に関するきめ細かな支援が求められていると言えます。【報告書 p153～p155 参照】
- なお、日常生活で困っていたり相談したいと思っていることとして、「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっており、当事者が地域で生活を継続できるよう支援する上で、いわゆる親亡き後を見据えた仕組みづくりを進めていくことが重要です。【報告書 p142 参照】

図表2-2 将来希望する暮らし方(18歳以上)



イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

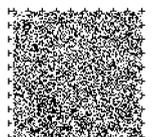
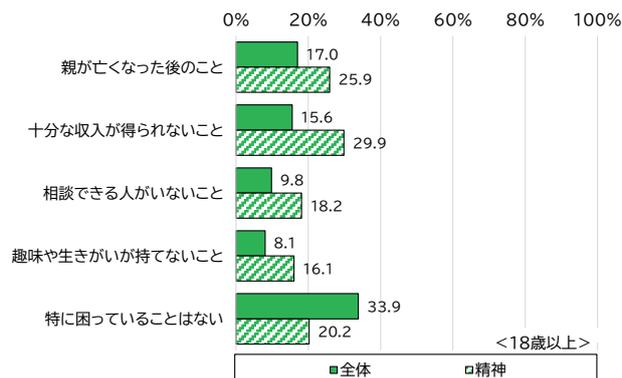
実態調査から見える大田区の課題

- 相談窓口を充実させ、窓口情報を積極的に発信して当事者への周知を図るとともに、相談に対応する人材を育成していくことが求められています。
- 精神障がい者にとって働きやすい仕事や職場づくりを進め、収入を得られる機会を創出していくことが求められています。
- 精神障がい児・者の余暇活動や社会参加の充実が求められています。

【課題の背景】

- [精神]の方の日常生活の困りごと・相談したいことの特徴として、「十分な収入が得られないこと」、「親が亡くなった後のこと」、「相談できる人がいないこと」、「趣味や生きがいを持っていないこと」が上位を占めています。このことから、[精神]の方の日常生活を支えていく上では、困りごとを相談しやすくすることのほか、収入確保のため就労や様々な経済的支援制度に結びつけること、余暇活動の充実による多様な形で社会参加・社会活動を後押しすることが重要と考えられます。【報告書 p142 参照】
- [精神]の方が日常生活の困りごとを相談しやすくするためには、「身近な場所で相談できること」、「どこで、どんな相談ができるかわかりやすいこと」、「対応する人が障がい特性を理解していること」が上位を占めています。相談窓口を充実させ、その情報を積極的に発信し周知を図るとともに、相談に対応する人材を育成し相談対応の質を上げていくことが重要と考えられます。【報告書 p148 参照】
- [精神]の方の現在の日中活動として、「上記(通勤や通学等)のことはしていない」が最も多くなっています。【報告書 p84 参照】一方で、日中に希望する活動としては「会社などで働く、または、自分で商売(自営業)などをする(在宅勤務含む)」が最も多くなっています。【報告書 p89 参照】そして、障がい者が就労する上で大切なこととしては「健康状態に合わせて働ける」、「自分の家や、家の近くで働ける」、「職場の人の障がいへの理解」が上位を占めています。このように、[精神]の方にとって働きやすい仕事や職場づくりを進めることが重要となっています。【報告書 p91 参照】
- また、[精神]の方のレジャー・余暇等の外出頻度は、「ほとんど出かけない」と回答した割合が高くなっています。加えて、通勤・通学・通所等の外出頻度においても、[精神]は全体と比較して、「ほとんど出かけない」の回答割合が高くなっています。[精神]の方の社会参加が低調なことが「趣味や生きがいを持っていないこと」という悩みごとに繋がっている可能性が考えられます。【報告書 p97～p99 参照】

図表2-3 日常生活での困りごと・相談したいこと(18歳以上 全体および[精神])※上位5項目



ウ 福祉施設から一般就労への移行等

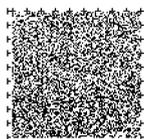
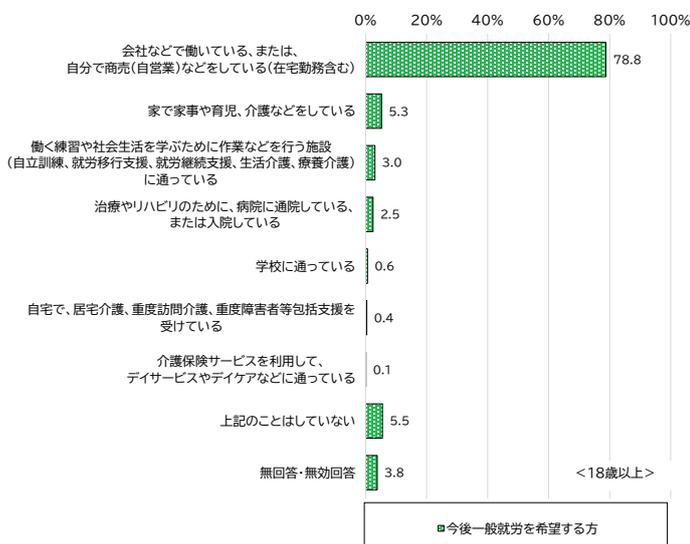
実態調査から見える大田区の課題

- 障がい者の就労に対する意向や働き方のニーズを踏まえながら、就労に向けた意思決定を適切に支援していくことが求められています。
- 現在福祉施設には通っていないけれど、就労を希望する方がいることを踏まえ、多様な生活状況にある障がい者が働けるよう、様々な働き方が可能な仕組みづくりが求められています。

【課題の背景】

- 平日の日中を主に過ごす場所について、「会社などで働いている、または、自分で商売(自営業)などを行っている(在宅勤務含む)」方は 31.4%、「働く練習や社会生活を学ぶために作業などを行う施設(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、療養介護)に通っている」方は 10.0%となっています。【報告書 p84 参照】
- 加えて、「働く練習や社会生活を学ぶために作業などを行う施設(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、療養介護)に通っている」方のうち、今後「会社などで働く、または、自分で商売(自営業)などをする(在宅勤務含む)」を望む方は 10.6%となっています。【報告書 p90 参照】
- 障がい者が就労する上で大切だと思うことについては、「健康状態に合わせて働ける」、「自分の家や、家の近くで働ける」、「職場の人の障がいへの理解」が上位に挙がっています。これらを踏まえ、障がい者の就労に対する意向や働き方のニーズに寄り添いながら、適切に意思決定を支援していくことが大切だと考えられます。【報告書 p91 参照】
- 一方で、今後「会社などで働く、または、自分で商売(自営業)などをする(在宅勤務含む)」を望む方(下の図表では「今後一般就労を希望する方」と表記)に限って現在の平日の日中の過ごし方について集計を行うと、「家で家事や育児、介護などをしている」と「上記のことはしていない」を合わせた回答割合は 10.8%となっています。このことから、福祉施設で働きながら一般就労を望む方への支援に加えて、現在福祉施設に通っていないものの就労を望む方の就労を適切に進めていく上で、様々な働き方を後押しする仕組みづくりが求められています。【報告書 p90 参照】

図表2-4 一般就労を望んでいる方における現在の平日日中の過ごし方(18歳以上)



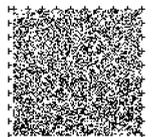
工 地域における相談支援体制の充実強化

実態調査から見える大田区の課題

- 障がい者の相談支援の充実にあたっては、身近な相談窓口の増設や窓口情報の発信、そして相談対応にあたる人材の育成が求められています。
- 家族の相談支援の充実にあたっては、18 歳以上・18 歳未満いずれの家族からも共通して、親亡き後の本人についての相談と医療福祉専門職に相談できるサービスが多く求められています。
- さぼーとびあを中心とした相談支援体制の充実のためには、さぼーとびあの機能を一層積極的に発信するとともに、サービス提供事業所との連携を深めていくことが求められています。

【課題の背景】

- 現在の相談相手について、18 歳以上では、「特にいない」の回答が 8.1%と、約1割の方が相談相手がないと回答しています。【報告書 p144 参照】
- また、今後充実を希望する障がい施策については、「相談支援や情報提供の充実」の回答割合が 26.0%と上位に挙がっています。このように、障がい者への相談支援体制の充実は、当事者ニーズとしても優先順位の高い施策であると言えます。【報告書 p165 参照】
- 日常生活での困りごとを相談しやすくするために必要なことについては、「身近な場所で相談できること」が 42.6%と最も高く、「どこで、どんな相談ができるかわかりやすいこと」が 26.6%、「対応する人が障がい特性を理解していること」が 25.2%と続いています。これらのことから、相談窓口の質・量の両面から相談支援体制を充実させていくことが重要です。【報告書 p148 参照】 なお、日常生活での困りごと・相談したいこととして、18 歳以上でも 18 歳未満でも共通して「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっています。相談窓口の質の向上にあたっては、このような障がい者の困り感に即した対応の質を上げていくことが重要と考えられます。【報告書 p142～p143 参照】
- また、当事者家族のニーズとして、充実を希望する家族に対する支援のうち、18 歳以上では「経済的支援に関する相談・情報提供」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」、「親亡き後の本人のことについて相談できるサービス」が、18 歳未満では「親亡き後の本人のことについて相談できるサービス」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」、「同じ境遇の家族に相談できるサービス」が上位を占めています。それぞれの家族のニーズに即した相談対応の質の向上が重要と考えられます。【報告書 p188～p189 参照】
- 一方で、サービス提供事業所への調査から、大田区内の基幹相談支援センターであるさぼーとびあの「相談支援部門(障がいのある方の総合相談窓口)」と連携・活用したことがある事業所は 58.8%となっています。しかし、さぼーとびあと「特に連携している部門・事業はない」事業所は 17.6%となっており、これらの事業所がさぼーとびあと連携していない理由については「さぼーとびあの機能を知らなかったため」と回答する事業所が 16.7%となっています。さらに、さぼーとびあと連携する際の課題においては、何らかの課題があると回答した事業所の割合は 42.7%となっており、そのうち、「連携したい部門・事業の業務に関する知識が乏しく、連絡しづらい」の回答が最も高くなっています。基幹相談支援センターの役割を遂行していくためには、さぼーとびあの機能や連携の仕方を一層周知し、地域の事業所とのさらなる連携を進めていくことが重要です。【報告書 p230～p232 参照】



オ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

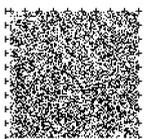
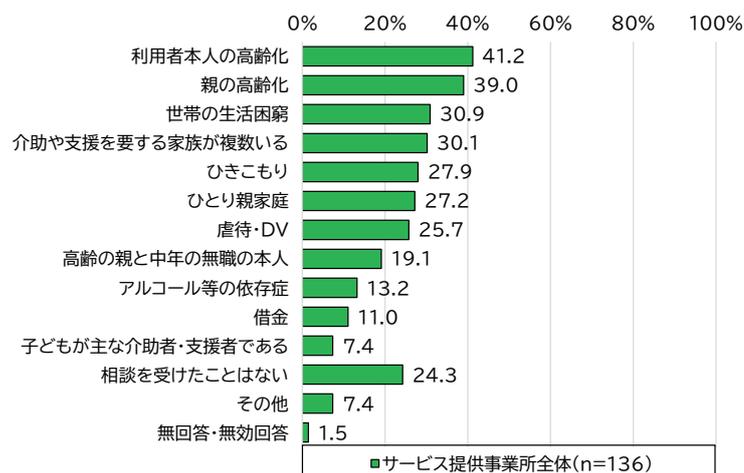
実態調査から見える大田区の課題

- 障がい者の高齢化、世帯の生活困窮、ダブルケア・トリプルケア、ひきこもり等、複合的な課題に対応していくことが求められています。
- 複合的な課題に関係機関・関係職種が連携して対応していく上で、多職種の連携、事業所間の連携、ケースに関する適切な情報共有を可能にする仕組みづくりが求められています。

【課題の背景】

- 18歳以上の障がい者のうち75歳以上の割合は26.9%となっており、約4分の1が後期高齢者となっています。【報告書 p26 参照】また、18歳以上の障がい者全体では、世帯の平均月収が10万円以下である割合が17.9%となっており、厳しい経済状況の中で暮らしている障がい者が一定数いることがわかっています。このように、障がい者の高齢化や、障がい者の生活困窮等、「狭間の課題」や「複合的な課題」と呼ばれる課題状況に対応していくことの必要性が明らかになっていると言えます。【報告書 p45 参照】
- このような中、サービス提供事業所において、複合的な課題に関する利用者や家族から何らかの相談を受けたことのある事業所は74.2%となっています。相談を受けた事例については、「利用者本人の高齢化」が41.2%と最も高く、「親の高齢化」が39.0%、「世帯の生活困窮」が30.9%、「介助や支援を要する家族が複数いる」が30.1%、「ひきこもり」が27.9%と続いています。【報告書 p205 参照】
- 過去に何らかの複合的な課題を抱えている等の困難事例の相談を受けた事業所の対応状況については、86.1%の事業所が「他事業所や行政機関等と連携しながら自事業所で対応している」と回答しており、また複合的な課題に関する連携先については、「各地域福祉課・地域健康課・さぼーとぴあ」が87.0%、「相談支援事業所」が72.8%と非常に高くなっています。これらのことから、複合的な課題への対応にあたって、サービス提供事業所には、さぼーとぴあ等の行政機関や相談支援事業所と積極的に連携する土壌があると考えられます。一方で、複合的な課題への対応等を含めた相談体制の強化に必要なこととして、「多職種・他事業所との連携」や「情報共有」が多く挙げられています。大田区の地域力を活かし、連携の内容や方法を一層吟味し、より適切なケースマネジメントを支援していくことが重要です。【報告書 p206～p209 参照】

図表2-5 複合的な課題に関する利用者や家族からの相談状況(サービス提供事業所)



カ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

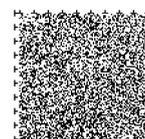
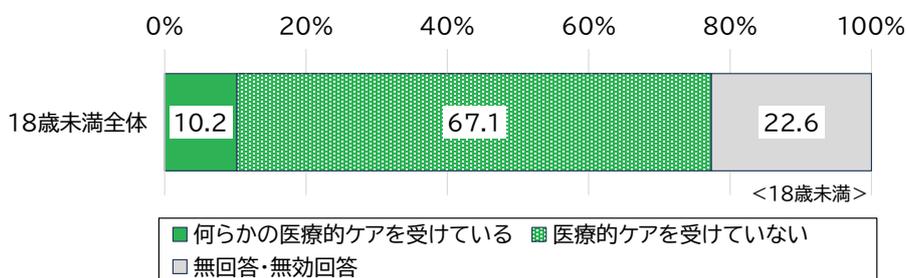
実態調査から見える大田区の課題

- 障がい児に関する専門的な相談対応の充実や療育機関の受入れの充実が求められています。
- 医療的ケア児に対応できる人材を計画的に確保・育成していくことが求められています。

【課題の背景】

- 18歳未満では、今後充実を希望する障がい施策について、「療育や教育の充実」が32.2%と最も高くなっています。【報告書 p166 参照】
- そして、障がいの早期発見・早期療育のために必要なこととして、「専門家による相談体制を充実させる」、「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」、「療育機関(わかばの家を含む)での受入れを充実させる」が上位を占めています。このことから、障がい児に関する専門的な相談対応の充実、計画相談の充実、療育機関の充実が重要であると言えます。【報告書 p184 参照】
- 計画相談については、18歳未満の障害福祉サービス利用計画の作成者として、「家族」が51.2%と最も多く、「相談支援事業所」は33.0%でした。計画相談支援を利用しない理由としては、「自分で使うサービスは自分で決めたかったから(計画相談支援が必要だと思わなかったから)」が最も多くなっています。【報告書 p79～81 参照】
- 18歳未満で何らかの医療的ケアを受けている方は10.3%となっていました。【報告書 p111 参照】医療的ケアを受けている18歳未満の方のうち、サービス利用時に困ったこととして、「自分に合った事業者が見つからない」と回答した方は26.5%、「事業者から断られた」と回答した方は21.4%となっており、また事業者から断られた理由としては、44.7%の方が「医療的ケアが必要なため」と回答していました。【報告書 p73～p77 参照】
- 一方サービス提供事業所では、医療的ケアを実施する上での課題として、46.3%の事業所が「医療的ケアに対応する人材(看護師等)の確保」を挙げています。これらの意見を踏まえ、医療的ケア児に対応できる人材を区として計画的に養成していくことが必要です。【報告書 p203 参照】

図表2-6 医療的ケアの有無(18歳未満)



キ 発達障害者等支援の一層の充実

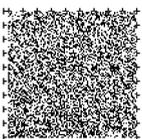
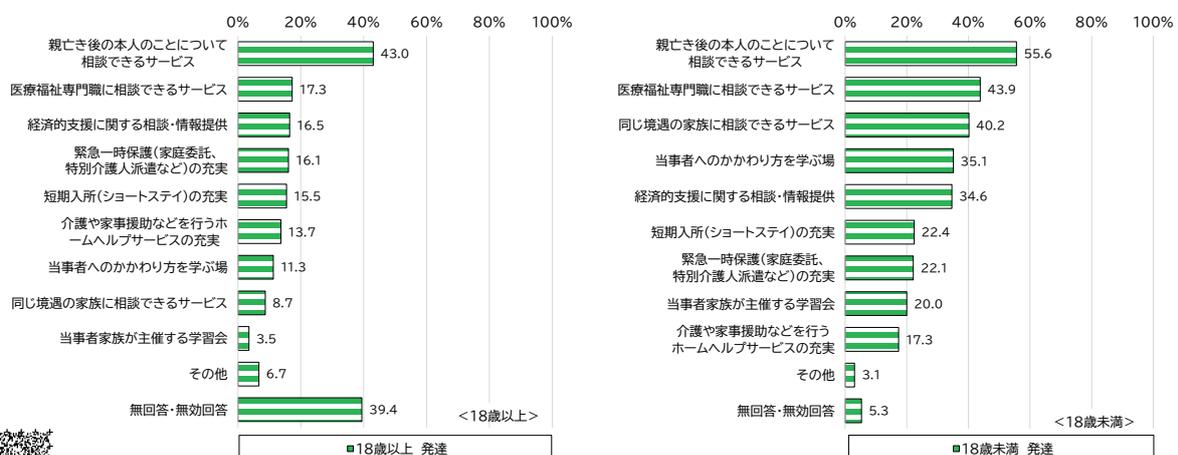
実態調査から見える大田区の課題

- 発達障がい児・者のライフステージや発達段階に加えてご家族の状況も踏まえ、世帯全体を支える観点から、障がいに応じた専門的な教育の提供、就労支援、日常生活を送る上での細やかな支援、親亡き後を見据えた相談支援等のサービスを、時宜を得て適切に提供することが求められています。
- また、家族が当事者との関わりを学ぶ上で、ペアレントトレーニング等の充実が求められています。

【課題の背景】

- 障害者手帳や受給者証を持つようになったきっかけとして、「発達障がい」と回答した方は、18歳以上では4.9%、18歳未満では52.3%となっています。【報告書 p38～p39 参照】
- 18歳未満の[発達]の方では、教育で充実してほしいことについては「障がいに応じた専門的な教育」の回答割合が44.1%と最も高くなっています。【報告書 p96 参照】 また、日常生活での困りごとや相談したいと思っていることについて、「親が亡くなった後のこと」、「就労・就学先が見つからないこと」、「お金の管理が難しいこと」が上位を占めています。【報告書 p143 参照】 さらに、充実を希望する家族に対する支援については、「当事者へのかかわり方を学ぶ場」の回答が高くなっています。【報告書 p189 参照】
- 一方で、18歳以上の[発達]の方では、日常生活での困りごとや相談したいと思っていることについて、「親が亡くなった後のこと」が非常に高くなっており、その他に「十分な収入が得られないこと」、「お金の管理が難しいこと」、「相談できる人がいないこと」が上位に挙がっています。【報告書 p142 参照】 また、充実を希望する家族に対する支援について、「親亡き後の本人のことについて相談できるサービス」が非常に高くなっています。【報告書 p188 参照】
- これらのことから、発達障がい児・者のライフステージや家族の状況に応じて、教育の推進、就労支援、親亡き後を見据えた相談支援、生活費に関することなどの日常生活上の細やかな支援が重要だと考えられます。加えて、家族からは当事者との関わり方を学ぶことが求められており、ペアレントトレーニング等の重要性が伺えます。

図表2-7 充実を希望する家族に対する支援(18歳以上・18歳未満、[発達]のみ)



ク 障害福祉サービスの質の確保

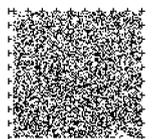
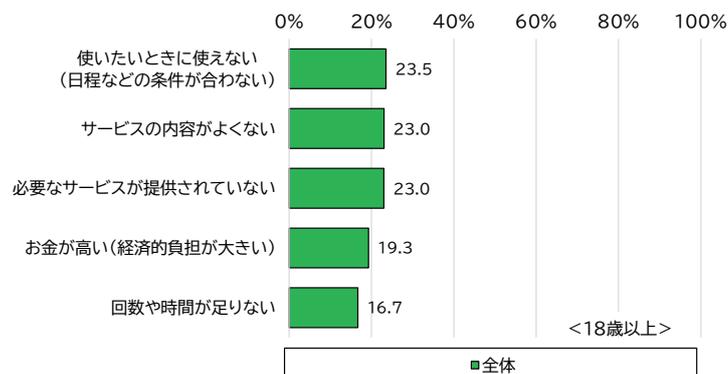
実態調査から見える大田区の課題

- 障がい種別や一人ひとりの当事者の多様なサービスへのニーズに対応することが求められています。
- 当事者のニーズに即したサービスを提供できるよう、サービスの質を向上させていくことが求められています。
- サービスの実施回数・頻度等の量的な充実も、合わせて求められています。

【課題の背景】

- 当事者が今後利用を希望する障害福祉サービスは多岐にわたっており、多様なサービスニーズに対応することが求められています。現在利用していないものの今後利用したいサービスとして、18 歳以上においては「居宅介護」、「自立生活援助」、「生活介護」、「相談支援事業」等が上位に挙がっています。また 18 歳未満においては、「放課後等デイサービス」、「移動支援事業」、「就労移行支援」、「就労継続支援(B 型)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「自立訓練(生活訓練)」等が上位に挙がっています。【報告書 p58～p61 参照】
- 一方で、サービスを使っている方がサービスに対して抱く不満として、「使いたいときに使えない(日程などの条件が合わない)」のほか、「サービスの内容がよくない」、「必要なサービスが提供されていない」、「回数や時間が足りない」等が多くなっており、サービスの量的な充実に加えて、サービスの質の向上やニーズに合わせたサービスを提供していくことが重要と考えられます。【報告書 p68～p69 参照】
- また、18 歳以上の当事者がサービスを利用しやすくするために必要だと思うこととして、「通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること」は 20.0%、「使いたいときに使えるように利用できる曜日・時間を増やすこと」は 15.3%、「サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること」は 14.7%となっています。当事者にとっての利便性を高めることのほか、サービスに携わる人材の育成を進めることでサービスの質の向上につなげていくことが重要です。【報告書 p82 参照】
- なお、現在サービスを利用していない方においては、サービスを利用していない理由として、18 歳以上・18 歳未満いずれにおいても、「自力で生活できるから」、「家族が介助してくれるから」が多くなっています。しかし今後、家族や当事者の高齢化が進むことを考慮すれば、現在サービスを利用していない方の潜在的なサービス利用ニーズを配慮する必要性も考えられます。【報告書 p66～p67 参照】

図表2-8 サービスに不満を感じる点(18 歳以上 上位5項目)



ケ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

実態調査から見える大田区の課題

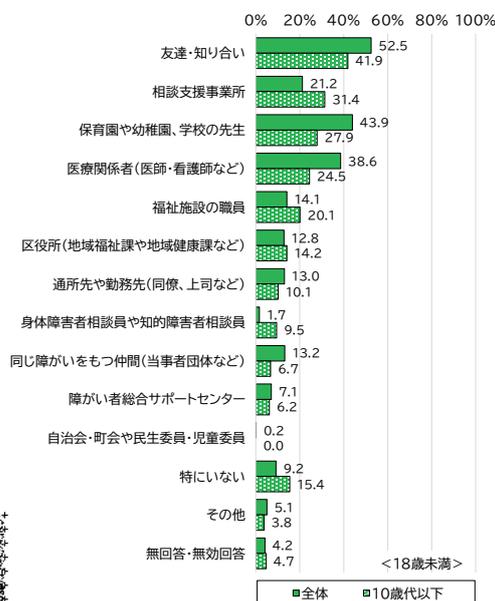
- 家族のニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定が求められています。特に、ヤングケアラー、本人を介助する家族の高齢化、本人以外に介助が必要な家族がいる場合等、様々な世帯の状況に即して関係機関が連携した支援を展開できるよう、計画を策定することが求められています。

【課題の背景】

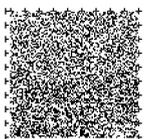
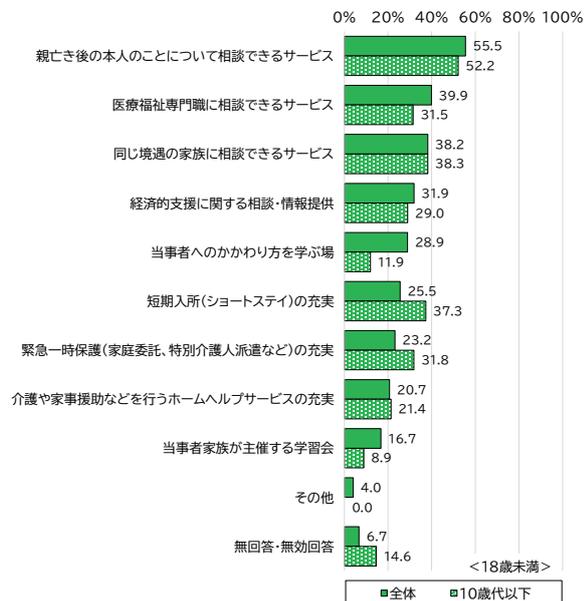
- 介助・支援してくれている方が18歳未満の家族であると回答した方は、18歳以上では1.1%、18歳未満では13.5%となっています。【報告書 p51 参照】 また、本人のケアを主に担っている家族が回答する設問において、10歳代以下の方が回答している割合は、18歳以上では0.2%である一方で、18歳未満では4.6%となっており、いわゆるヤングケアラーとしての役割を担っている子どもが一定数存在することが明らかとなりました。【報告書 p178～p179 参照】 また、18歳未満の方のケアを担っている10歳代以下の家族の方の回答について、家族や親せき以外に相談相手が「特にない」と回答した方の割合が15.4%となっているほか、充実を希望する家族に対する支援として「短期入所(ショートステイ)の充実」を挙げる回答が全体と比較して高くなっています。【報告書 p187～p190 参照】
- 一方で、本人のケアを主に担っている家族が回答する設問において、70歳以上の方が回答している割合は、18歳以上では19.0%、18歳未満では1.9%となっており、18歳以上の障がい者では約2割の方が70歳以上の家族からケアを受けていることが分かりました。【報告書 p178～p179 参照】
- また、本人以外に介護や育児が必要な方がいると回答した割合は、18歳以上では17.2%、18歳未満では43.7%となっています。その介護・育児が必要な方は、18歳以上では「親」の回答が5.9%と最も高くなっており、18歳未満では、「子ども」の回答が最も高く19.7%、次いで「親」の回答が12.1%となっています。このように、ダブルケア(場合によってはトリプルケア)等の状況にある家庭が一定数存在することが分かりました。【報告書 p182～p183 参照】

図表2-9 18歳未満の方をケアする10歳代以下の方の状況(18歳未満)

家族や親せき以外の相談相手



充実を希望する家族に対するサービス



コ 障害福祉人材の確保・定着

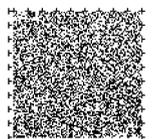
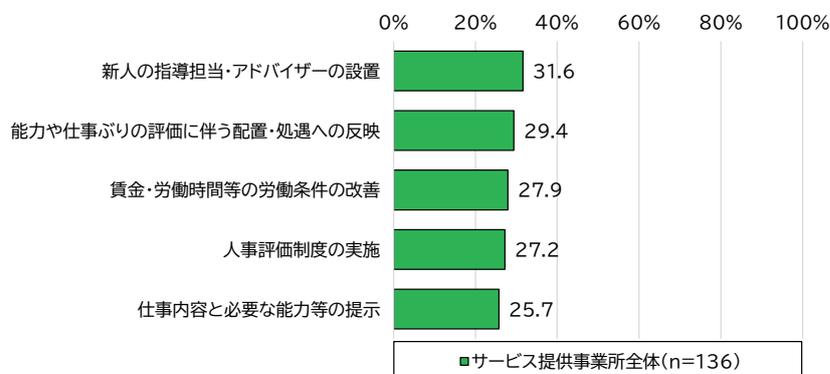
実態調査から見える大田区の課題

- 人材確保にあたっては、求職者と事業所のミスマッチが生じないように、福祉の仕事に関する情報を適切に発信することが求められています。
- 人材の育成・定着にあたっては、サービス提供事業所の働きやすい職場環境づくりや人事評価制度づくりを支援することが求められています。

【課題の背景】

- サービス提供依頼者数が「増えてきている」と回答した事業所が約半数を占める中、「職員の数が足りない」、「職員やサービスの質が担保できない」という理由でサービスの提供を断るケースが一定数見られています。【報告書 p217～p218 参照】 また、事業を運営する上での主な課題として「人材確保が困難」、「人材育成が困難」等が上位に挙がっています。【報告書 p220 参照】 サービスの提供にあたって特に不足している職種としては、「介護職員」、「生活相談員・生活支援員」、「事務職員」、「相談支援専門員」と回答した事業所が多くなっています。【報告書 p193 参照】
- その中で、人材確保に向けて今後必要と思われる取組としては、「他事業所と比較して賃金の優遇」、「福利厚生充実」、「経営理念や事業内容の説明等による求職者と事業所とのミスマッチの解消」が上位を占めています。【報告書 p211 参照】
- また、人材育成・定着のために必要と思われる取組として、「新人の指導担当・アドバイザーの設置」、「能力や仕事ぶりの評価に伴う配置・処遇への反映」、「賃金・労働時間等の労働条件の改善」、「人事評価制度の実施」などが上位に挙がっています。【報告書 p214 参照】
- このように、福祉人材の確保段階においては、求職者と事業所のミスマッチの解消を支援することが重要と言えます。また、育成・定着段階においては、入職後の新人段階での指導担当・アドバイザーの設置、その後の働きを適切に評価し賃金に反映する評価制度の構築、そして労働条件の改善や福利厚生の充実などによる働きやすい職場づくりなど、職場環境づくりや評価制度づくりを支援することが重要です。

図表2-10 今後人材育成・定着のために必要と思われる取組(上位のみ抜粋)



サ 障害者等に対する虐待の防止

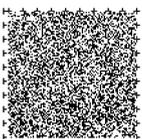
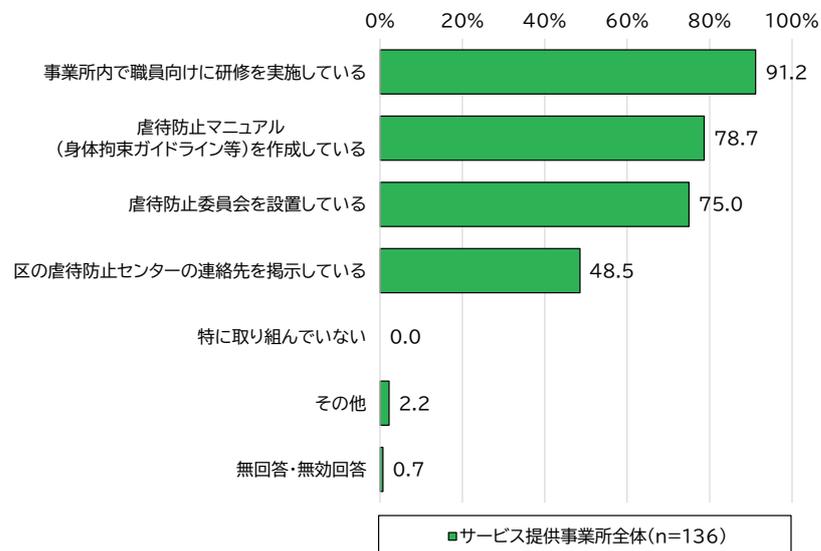
実態調査から見える大田区の課題

- 虐待が発生した事業所の割合が前回調査よりも大きく減少しています。また従業員向けの研修や虐待防止委員会の設置が進められています。しかし、これらの取組を実施している事業所が 100%となるよう、引き続き取組を促進していくことが求められています。

【課題の背景】

- 事業所内で虐待が発生したことが「ある」サービス提供事業所は全体の8.1%となっており、前回調査の21.7%から大きく減少しています。また、虐待防止に向けた取組として、「事業所内で職員向けに研修を実施している」が91.2%(前回83.0%)、「虐待防止マニュアル(身体拘束ガイドライン等)を作成している」が78.7%(前回22.6%)、「虐待防止委員会を設置している」が75.0%(前回37.7%)となっており、前回調査と比較して取組が進んでいます。【報告書 p221～p223 参照】これは、令和3年度の障害福祉サービス報酬改定において、虐待防止に向けた様々な規定が運営基準に盛り込まれたことが一定の効果を示したと考えられます。しかしながら、従業員への研修や虐待防止委員会の設置は義務化されているため、100%を達成することが求められています。引き続き、事業所の取組を促進していくことが重要です。

図表2-11 虐待防止に向けた取組



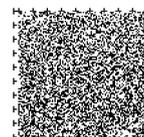
シ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

実態調査から見える大田区の課題

- 意思の伝達を図る際に道具や用具が必要であるにもかかわらず「使うことができない」方が一定数いることを踏まえ、相談窓口等においてはコミュニケーションにあたって適切な道具・用具や手法を選択し意思疎通を図ることが求められています。
- 医療における受診・受療場面や、防災等の緊急情報の発信場面において、本人の適切な意思決定を支えられるよう、場面ごとに応じた合理的な配慮に基づく意思疎通の方法が求められています。

【課題の背景】

- 意思の伝達を図る際に特別な手段や道具・用具を使っているかどうかを伺ったところ、18 歳以上全体では「必要ではない」が 65.9%と最も多くなっていますが、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」が 15.3%、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」が 8.5%、「筆談・要約筆記」が 7.6%となっています。なお、「道具や用具等を使うことができない」が 4.7%と一定数を占めており、特に[高次]では 15.5%と高くなっています。【報告書 p54 参照】
- 特に[聴覚]では、道具・用具が「必要ではない」とした割合が 9.0%と最も低くなっており、逆に最も道具・用具による支援を必要としていることがわかります。中でも、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」が 61.0%、「筆談や要約筆記」が 44.3%、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」が 39.9%となっています。一方で、「道具や用具等を使うことができない」とした割合は 0.8%となっています。【報告書 p55 参照】
- なお、医療の場面における意思疎通の課題を見ると、18 歳以上において「治療の説明がわからない」とした割合が全体では 4.5%であるのに対して、[知的]では 9.7%、[発達]では 9.0%、[聴覚]では 7.5%となっています。【報告書 p112～p113 参照】 また、災害時の不安・困ることとして、「被害の状況などの情報を手に入れることが難しい」とした割合は、18 歳以上では全体で 19.1%なのに対して[視覚]は 30.1%、[聴覚]は 38.3%などとなっています。【報告書 p123～p124 参照】
- 障がい種別や意思疎通や情報取得が必要になる場面に応じて、障がい者やその家族が適切な意思決定ができるよう、障がいの種別・程度に応じたコミュニケーションの仕方に配慮することが求められています。



(3) 次期計画の策定に向けて

大田区では、令和3年から令和5年度を計画期間とする「おおた障がい施策推進プラン」で、基本理念「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」の実現のため、「自分らしくいきいきと暮らせるまち」、「認めあいつながり暮らせるまち」、「安全・安心に暮らせるまち」という3つの基本目標を掲げ、「複合課題に取り組む包括的な支援」、「地域力」による支援と共生の地域づくり、「新たな取組の導入」という3つの視点で様々な取組を進めてきました。

令和5年1月23日の第134回厚生労働省社会保障審議会において、7ページにあるとおり12項目の次期計画(第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画)の策定ポイントが示されました。

区ではこの12項目の策定ポイントを基に、今回の調査結果から「複合的な課題への包括的な対応」や「障がい特性に応じた支援と共生の地域づくり」、「地域生活の継続支援」など、様々な課題を整理し把握することができました。

そして、今回の調査で把握された区の課題から「複合課題への包括的な支援」や「地域共生社会の実現」などが求められており、今後も継続的に取り組む方向性であることが分かりました。

「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」大田区の実現のために、これらの方向性と12項目の視点を踏まえ、また、国の動向や社会情勢等も考慮しながら、次期計画策定に取り組んでまいります。

なお、次期計画の策定検討の中で検討の視点とした12項目について、より深く情報の収集・整理を行いながら計画策定を進めてまいります。

